



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.75 – June 27, 2014

税務情報

政府税制調査会－法人税改革への提言を取りまとめる

政府税制調査会総会は6月27日、法人税改革への提言を取りまとめた「[法人税の改革について](#)」(PDF 330KB)を決定しました。

以下、ここで示された提言のポイントをお知らせいたします。

1. 法人税改革の趣旨

法人税改革の目的として、以下の2点が挙げられています。

- 立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げる。
- 課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していく。

2. 具体的な改革事項

上記の課税ベースの拡大という観点から、法人税改革の個別事項として、たとえば次に掲げる論点について、改革の方向性が提言されています。

【租税特別措置】

政策税制

以下の基準に沿ってゼロベースでの見直しを行う。

- 期限の定めのあるもの：原則、期限到来時に廃止する。
- 期限の定めのないもの：期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う。
- 利用実態が特定の企業に集中しているもの・適用者数が極端に少ないもの：廃止を含めた抜本的な見直しを行う。

研究開発税制

総額型を法人税率引下げに対応して大胆に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換していくべきである。また、対象となる試験研究費について、人件費、減価償却費、外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべきである。

【欠損金の繰越控除制度】

繰越控除期間を延長し、あわせて控除上限額を引き下げる見直しを行う。

【受取配当等の益金不算入制度】

支配関係を目的とする株式保有の場合は配当収益を課税対象から外し、資産運用を目的とする株式保有の場合は適切な課税を行うという観点から、これらの取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や益金不算入の割合などについて、諸外国の事例や会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ見直す。

【減価償却制度】

定率法を廃止し、定額法に一本化すべきである。

【地方税の損金算入】

地方税(法人事業税、固定資産税等)の損金算入の見直しについて、具体的な方策を検討すべきである。

【中小法人課税】

中小法人の範囲

企業規模をみると、資本金基準が妥当であるか見直すべきであり、1億円という水準の引下げや段階的基準の設置などを検討する必要がある。

軽減税率

19%の軽減税率(800万円以下の所得金額に適用される税率)は厳しく見直す必要がある。また、リーマンショック後の対応として設けられた時限的な15%の軽減税率はその役割を終えている。

留保金課税

特定同族会社の留保金課税の中小法人への適用を検討する必要がある。

【地方法人課税】

外形標準課税(付加価値割)

現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減するとともに、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。また、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

法人住民税均等割

法人住民税均等割を増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数ではなく、企業規模をみる新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

3. 法人税改革と併せて検討すべき事項

法人税改革に関連するその他の対応としては、次の事項が重要である。

【BEPS プロジェクトを踏まえた国際課税の見直し】

二重非課税が生じている損金算入配当を、外国子会社配当益金不算入制度の対象外とすべきである。また、移転価格税制や外国子会社合算税制についても、BEPS プロジェクトの議論を踏まえつつ、幅広く見直しを進めていく必要がある。

【その他の対応】

- ・ 資本所得課税(法人所得課税の減税を行う場合には、個人所得課税における資本所得課税の強化を検討すべきである。)
- ・ 給与所得控除(給与所得控除の水準を含めた検討が必要である。)
- ・ 住民税・固定資産税(住民税や固定資産税等の充実を検討すべきである。)
- ・ その他(必要に応じ、法人課税の一翼を担うような新税の導入の可能性も検討すべきである。)

今後年末に向けて、この政府税制調査会による法人税改革への提言を踏まえ、税制改正の具体的な方向性が議論されることになります。

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.